

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめの定義も明記された本校のいじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアル、事案対処の流れ図、委員会規則等の資料一式を5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き、いじめの定義を定めた本校のいじめ防止等基本計画等を配布し常に確認できる体制を継続するとともに、学内会議及び新任教員研修で教職員に周知し意識啓発を図る。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年6回のいじめ対策委員会を定期開催し、学生いじめアンケート結果等に関する情報共有やいじめ防止対策の検討などを行った。またいじめ疑い事例については臨時のいじめ対策委員会を開催して対応方針等を協議し、議事録を作成した。	引き続き、定期的にいじめ対策委員会を開催し情報共有や協議を行うと同時に、必要に応じて臨時の委員会を開催して事案への対応を行う。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全国高専学生支援担当教職員研修 いじめ防止分科会の動画を利用し、教職員に対する資質向上研修を実施した。	引き続き、年に1回以上の資質向上研修を実施する。また、動画の内容を事前に確認して、動画の大まかな内容の一覧と時間帯を作成、周知して動画内容の理解度の向上を図る。	令和7年12月 実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアル、事案対処の流れ図、委員会規則等の資料一式を5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き、年度当初の時期に周知を図る。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ防止プログラムに基づき、いじめ対策委員会企画調整部会がいじめ防止に関する取組の具体的な年間計画を策定して5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き年度当初の時期に周知を図るとともに、本校ホームページへの掲載を継続する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学級担任等からの情報は、委員会の窓口である学生主事に集約することを事案発生時のフロー図に示して周知している。また相談室や保健室が積極的にに関わり、担任等が一人で抱え込むことが無いように働きかけるとともに、気になる情報については即時に関係教職員のグループメールを立ち上げて情報共有する仕組みとしている。	引き続き、事案対応フロー図を周知しつつ相談室や保健室、学寮などの関係部署と積極的な連携を図り、担任等が一人で抱え込むことが無いように働きかける。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	重大事態の定義および重大事態への対応を基本計画及び事案発生時のフロー図に記載し教職員へ周知している。事実関係を把握するための調査については、機構からの助言を受けながら調査対策部会が中心となって実施に当たることとしている。	引き続き、年度当初に資料を配布し周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	事案ごとにケース会議を開催しているほか、校内メールを利用して関係者間で情報を共有している。	引き続き、ケース会議の開催や校内メールによる情報共有を行う。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度の取組に対して本校独自の自己点検・評価を行い、改善が望まれる点を抽出している。これを令和7年度の実施計画に反映すべく取り組んでいる。	引き続き、本校独自の自己点検・評価結果を行い、いじめ防止プログラムの更新、およびいじめアンケート等の学生通知メールの発出確認に取り組んでいる。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	全学生を対象として、いじめに関するアンケートを4回実施した。このうち3回はFormsを利用し、1回は特活等において学級担任からアンケート用紙を配付してその場で回答させる方式で行った。結果を集計し、いじめ対策委員会でも共有したほか、全般的な内容について教員会議で報告した。	引き続き、年4回のアンケートを実施し、その結果を教職員間で共有する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを含んでいる。カウンセラー等が得た個別情報は必要に応じ相談室長を通じて関係教職員間での情報共有やケース会議等を実施している。	いじめ対策委員会構成員であるスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーと連携し、引き続き情報共有を行う。	—

12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止プログラムに基づき、いじめ防止に関わる各種講演会等の研修を実施した。1～3学年生には、特活での第3回いじめアンケート実施に合わせて、SNSに関するビデオ視聴とアンケート回答による研修を実施した。また4学年以上に対しては『職場の「いじめ」と「いじり」の違い』に関する動画教材を各自で視聴しアンケートに回答する形式のいじめ防止研修を実施した。	引き続き、学生に対するいじめ防止研修を実施する。 4年生以上に対しては、最近の就職活動で問題となる「就活ハラスメント」についての理解を深めるための動画教材の視聴を行う。	令和7年11月 実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	新入生には、どのような行為がいじめに該当するかを扱った動画視聴による研修を実施した。また全学生を対象に実施している年間の取組に関するアンケートの項目に、いじめの定義に関する質問を含めており、啓発に取り組んでいる。	引き続き、年間の取組に関するアンケート項目に、いじめの定義等について理解を深める設問を設けるほか、いじめ防止研修等を通じて理解を深める取組みを行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	いじめ防止週間のポスターを学生会が作成したほか、同週間に表彰式を行う「いじめ防止標語コンテスト」では、学生会が主体となって要項の作成と募集を行った。優秀作品の審査や表彰等にも参画してもらい、より学生の主体的で意義のある行動につなげられるように取り組んだ。	引き続き、いじめ防止標語コンテストを学生会主体で実施するほか、学生会にいじめ防止週間のポスター制作をお願いするなど、学生の主体的な取組みを推進する。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	年度初めに、全学生の保護者宛てにいじめ防止の取組に関する資料を送付し周知している。同資料には、いじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラム等の資料一式を掲載した本校のホームページのQRコードを記載し、いつでも参照できるようにしている。また新入生の保護者には入学式当日に同資料を配布し、口頭でも学校の取組について説明している。	いじめ防止基本計画等の本校ホームページへの掲載や、入学式での新入生保護者への資料配布と説明を継続するなど、引き続き保護者の理解促進と協力体制構築に努める。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合には、いじめを受けた学生及び行った学生双方の保護者に対して速やかに状況等を説明する体制を取っている。R6年度のいじめと認定された事案については調査対策部会長より学生双方の保護者へ速やかに説明を行っている。	引き続き、いじめを含む学生事案に対して、初期段階から保護者に連絡し、連携して取り組むことを徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	本校の外部評価機関である「評議員会」において、R4年度のテーマとしていじめ防止対策を取り上げて評議員から意見をいただいたほか、R5年度以降も関係資料の提示や校長の全体説明等を通じて情報提供を継続的に行い、連携・協力体制の構築に努めている。	引き続き、いじめ防止等基本計画の内容等を本校評議員へ提示し、連携・協力体制の構築に努める。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、所轄の警察署と連携して対処する」旨を本校のいじめ防止基本計画、早期発見・事案対処マニュアル、いじめ事案への対応の流れに明記し、体制を整えている。	三八地区生徒指導部会に定期的に出席することで、八戸警察署からの情報提供を受け、いじめが犯罪行為となるような事案についても連携して対応できる体制を維持する。	—